## 在 留 資 格 一 覧 表

## 別表第1

(1)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
外 3	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機 関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特 権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家 族の構成員としての活動	任務にある期間
公月	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従 事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員として の活動(この表の外交の項の欄に掲げる活動を除く。)	任務にある期間
教	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究,研究の指導又は教育をする活動	3年又は1年
芸	収入を伴う音楽,美術,文学その他の芸術上の活動((2)の表の興行の項の欄に掲げる活動を除く。)	3年又は1年
宗	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教そ の他の宗教上の活動	3年又は1年
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上 の活動	3年又は1年

(2)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦	
	におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該	
	事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開	
	始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)	
投資·経営	若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代	3年又は1年
	わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動	
	(この表の法律・会計業務の項の欄に掲げる資格を有しなけれ	
	ば法律上行うことができないこととされている事業の経営若し	
	くは管理に従事する活動を除く。)	
<b>沙</b>	外国法事務弁護士,外国公認会計士その他法律上資格を有す	
法 律・ 会 計 業 務	る者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事す	3年又は1年
会計業務	る活動	
E &	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととさ	0年7月1年
医療	れている医療に係る業務に従事する活動	3年又は1年 

研 究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事	3年又は1年
	する活動((1)の表の教授の項の欄に掲げる活動を除く。)	
	本邦の小学校,中学校,高等学校,中等教育学校,盲学校,	
教育	聾学校,養護学校,専修学校又は各種学校若しくは設備及び編	3年又は1年
32	制に関してこれに準ずる教育機関における語学教育その他の教	
	育をする活動	
	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学,工学その他	
	の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事す	
技 術	る活動 ((1)の表の教授の項の欄に掲げる活動並びにこの表の	3年又は1年
	投資・経営の項,医療の項から教育の項まで,企業内転勤の項	
	及び興行の項の欄に掲げる活動を除く。)	
	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学,経済学,	
	社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務	
1 -b- b- == ==	又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とす	
人文知識。	る業務に従事する活動 ((1)の表の教授の項, 芸術の項及び報	3年又は1年
国際業務	道の項の欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教	
	育の項まで,企業内転勤の項及び興行の項の欄に掲げる活動を	
	除く。)	
	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国に	
企業内転勤	ある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して	3年又は1年
1 年 耒 円 転 動	当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際	
	業務の項の欄に掲げる活動	
	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他	
興 行	の芸能活動(この表の投資・経営の項の欄に掲げる活動を除	1年,6月又は3月
	<.)	
++ Δ	本邦の公私の期間との契約に基づいて行う産業上の特殊な分	0/5724.5
技能	野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年又は1年

(3)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有	
サル 活 動	の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門	1年7月6日
文化活動	家の指導を受けてこれを修得する活動 ((4)の表の留学の項か	1年又は6月
	ら研修の項までの欄に掲げる活動を除く。)	
	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪	
短 期 滞 在	問,見学,講習又は会合への参加,業務連絡その他これらに類	90日,30日又は15日
	似する活動	

(4)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関,専修学校の専門課程,外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	2年又は1年
就  学	本邦の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	1年又は6月
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術,技能又は 知識の修得をする活動(この表の留学の項及び就学の項の欄に 掲げる活動を除く。)	1年又は6月
家族滞在	(1)の表,(2)の表又は(3)の表の上欄の在留資格(外交,公 用及び短期滞在を除く。)をもって在留する者又はこの表の留 学,就学若しくは研修の在留資格をもって在留する者の扶養を 受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	3年,2年,1年, 6月又は3月

(5)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在 留 期 間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	1 法第7年第1項 第2号の告記 第2号の動に おり 1 にの 3 にの

## 別表第2

7	生留資格	<b>š</b>	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永	住	者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日配	本人偶者	の等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817 条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	3年又は1年
永配	住者偶者		永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者 (以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子 として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	3年又は1年
定	住	者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居 住を認める者	1 法第7条第1項第2号の告を第一次の告を認める者に対してはる。3年2月があるはるをあるは、3年2月がの者に対したがあるは、3年のの者にを超法をである。3年のの者にを超される。3年のの者にを超される。3年のの者にはがある。3年のの者にはがある。3年のの者にはがある。3年のの者にはがある。3年のの者には、第一次の者には、第一次の者には、第一次の告には、第一次の表には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の表には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の表には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の表には、第一次の告には、第一次の告には、第一次の表

<sup>(</sup>注) 在留資格は、出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄に掲げるものによる。